

## 1.はじめに (Introduction)

これらの問題は、簡単な規則で扱うことができない場合が多い。かれらが労働者たちが、雇用者や上司、職場を管理するほのかの人々に対して、建設的な事柄を考え、被雇用者と相談するよう、また、職場の安全に対する「最も良い実践」アプローチ（“best practice approaches”）を受け入れるようとに要求しているにもかかわらず、ある。そのため、このガイドラインは、衛生と安全の制定法を遵守するための基本を詳述し、良い実践へと到達するための方針性を提示するものである。適切で意味のある政策／方策（policies）が実施されるためには、労働者と管理体側とのあいだに、つねに合意がなければならない。

### 雇用者—被雇用者の関係性

人々が雇用されるという点について、その基本には、かれらの衛生／健康と安全が重要な点としてある。雇用關係や雇用者・被雇用者の定義は、ニュージーランドの労働組織にとっては中心的課題である。雇用關係の現状などについては、つぎのように定められている。

- 雇用争議解決のプロセスへのアクセス
- 組合や団体交渉に参加する権利
- 事故補償など制定法（statute law）の下での権利と義務
- 年次休暇、病気休暇、足りきや公休
- 選職手当やその他の手当
- 職業上の保健／衛生と安全の立法の適用範囲
- 納税義務

かつて、セックストスワーカーたちは標して、完全な「被雇用者」の立場を与えられてこなかった。というのは、どくに、労働によって利益を得ることは犯罪とされていたからだ。しかし、「労作改革法」によって性産業は、他産業と同様の状況に置かれることが可能となった。

### 性産業における被雇用者は誰か？

セックストスワーカーにかかる雇用——つまり被雇用者であるかどうかはどうかはともかくとして——は、「労作改革法」上の問題ではない。この法律は、雇用の条件とは関係なく、「セックストスワーカー」がセイフナー・セックスを行なうための義務を記したものである（Section 9）。同様の義務が新業的な性的サービスの「クライエント」に適用されているし、セイフナー・セックスの実践を促進するという、経営者についての義務もある（Section 8）。

しかしながら、雇用協定の性質については、他産業と同様に性産業にも適用される「雇用安全衛生法（HSA）」のなかにある義務についての決まりごとのほうが一層重要なものである。あるセックストスワーカーが被雇用者なのか、「自営」としてのビジネス経営者の契約労働者なのかを判断することは困難である。この困難とは、その労働関係の現実とは無関係なものであり、労働者を、被雇用者というよりむしろ独立した契約者や契約労働者として扱つたがために、経営者や管理者が利益を得ることによって、より一層難しくなるものもある。

### 職業上の健康と安全は何を意味するのか？

職業上の健康と安全とは、「労作改革法」の最低基準を満たしているということや、清潔さを保つために一般的な必要条件、消火器の提供、欠陥のある電気製品の修理、というようなこと以上に意味をもつものである。健康／衛生や安全への意識は職場における危険事項の回避を含むものでもあるが、同時に、積極的にその人の健康や安寧（wellbeing）に対する危害を予防する方向へと管理を働きかけることでもある。実践的なレベルでは、つぎのような事柄が含まれる。

- ベッドがきちんと整備されているか、専門的なサポートがなされているかを確かめること
- クライエントに接するとき、労働者たちが身につけているものが本人たちににとって快適で適切なものであるか、また、通常の休憩以外に長時間身につけていても姿勢に影響はないかを確かめること
- 職種自体やそこにに適りつくまでの道のりが労働者にとって安全であるか、危害もしくは緊急事態に対処する計画があるかを確かめること
- ノン・アレルギー性の水溶性潤滑剤やマッサージ・オイルを提供すること
- 労働者たちがクライエントやシフトの合間に、ストレスや疲労を避けるために十分な休憩をとるように保証すること

## 2. 本ガイドの参照先 (References in this Guide)

### 3. 殺割と責任 (Roles and Responsibilities)

「被雇用者」という用語は、1992年「雇用安全衛生法」では、年齢にかかわらず、サービスを行うという契約の下に、賃金もしくは報酬を得るために何らかの仕事（住み込みを除く）を行うために雇用されている人を指す。職業上の健康／衛生と安全を保護するという目的で、「雇用安全衛生法」は主たる、研修生や職業経験を得る人々、「派遣」被雇用者（"loaned" employees）、場合によってはボランティアをも含むものである。雇用の同意もしくは契約とは、公式のものや文書で必要はない。「独立した契約者（independent contractor）」という言葉が使用されるところであっても、その例ではない（この点は判例法によって定められているところである）。

この定義は、まったく同一でないにせよ、「雇用関係法（the Employment Relation Act/ERA）」と類似するものである。また、税法で適用される定義と同一のものであるわけではない。

セックストーカーが「自営」契約である場合もある。しかしながら、そのようなケースにおいても、「雇用安全衛生法」の下では、そのサービスを契約する経営者は、原則を守る義務があるし、職場を管理する人についても同様である。

このガイドでは、「被雇用者」、「雇用者」、「上司」、「契約者」、「自営者」という用語は、「雇用安全衛生法」の定義に堅実に沿って使用されるものである（ガイド冒頭の用語集を参照のこと）。

「セックストーカー」、「経営者」、「クライエント」という用語が使用されるところでは、2003年「先春改革法」で適用されている意味を指すものである。

このガイドで記されている健康／衛生と安全の実践は、雇用もしくは契約の立場にかかわらず、あらゆる労働者が從うべきものである。

「被雇用者」という用語は、1992年「雇用安全衛生法」では、年齢にかかわらず、サービスを行うという契約の下に、賃金もしくは報酬を得るために何らかの仕事（住み込みを除く）を行うために雇用されている人を指す。職業上の健康／衛生と事故／災害補償の諸法によって扱われるものである。それらの諸規則や諸責任がここに記されている。

#### (1) 「先春改革法 (Prostitution Reform Act)」2003年

「先春改革法」は2003年に施行された。先春が非罪化され、性産業に従事するすべての人々——経営者やセックストーカー、クライエント——に適用されることとなつた。この法律は、つなぎのようなか条例を含んでいる。

- どこで先春ビジネスが行われるのが、誰がビジネスや查察手段の管理を行うのか
- 危険が及ばないようにするこことや、またいかなるときでもサービスをやめることができるというセックストーカーの権利
- 最低年齢やセックストーカーの雇用の権利、ニュージーランド市民もしくは永住権保持者ではない人々を性産業に携わらせないという制限
- 健康／衛生や安全に必要なもの

このガイドは、「先春改革法」の健康／衛生や安全に関する条項（section 8-10に述べられたもの）について述べたものである。

#### (a) 経営者 (Operators)

「先春改革法」は、そのビジネスが店舗（brothel）を基盤としているのか否かにかかわらず、すべての先春ビジネスの経営者に適用されるものである。Section 8は、セックストーカーやクライエントが性感染症から身を守るような実践を行うことを保証する義務を経営者に課している。経営者は、セックストーカーやクライエントへの情報提供も含めて、セックストーカーやクライエントのリスクを最小限にするために、適宜、ほかのあらゆる手段を講じるように求められている。

「先春改革法」における「経営者（operator）」の定義については用語集を参照のこと。

#### ・セイファー・セックスについての情報

「先春改革法」において、経営者は、セックストーカーやクライエントに対して、健康についての情報（口頭であれ文書であれ）を提供するために、あらゆる妥当な手段を講じるように求められている。

店舗 (premises) を経営する場合には、その店舗に健康についての情報をわかりやすく掲示しなければならない。「健康／衛生情報」とは用語集に定義されているものである。

「先導改革法」は、また、セックスクワーカーに対する医療検査が、セックスクワーカーが性感感染症に感染していないことや感染していることを申告する、もしくは同意することを防ぐものでもある。

・やや型ケース／被覆 (health) や遮断物 (barriers)。

「先導改革法」は、予防手段としての被覆物やその他の適当な遮断物を使用しない場合には、セックスクワーカーが商業的な性的サービスを提供することがないよう、これらのサービスが體や肛門、口腔への挿入を伴う場合であっても、性感染症に感染せたりするようなことと同様かそれ以上のリスクがある場合であっても、適用されるものである。

セックスクワーカーが経営者にとっての被覆物や遮断物を経営者が提供しなければならない。

経営者がどのように必要条件を満たせば良いのか、そして、これらを要求されている事柄について、どのように向き合つたらよいのか、より詳しい情報については、この手引書の4～6章を参照のこと。

#### ( b ) セックスクワーカー

「先導改革法」における健診と安全にかかる必要条件は、商業的な性的サービスを提供するすべての人に適用されるものである。

「先導改革法」のSection 9は、すべてのセックスクワーカーが、予防するための被覆物やほかの適当な遮断物を使用することを守るために、あらゆる妥当な手段を講じることがない場合には、商業的な性的サービスを提供しないようになります。このような義務は、これらのサービスが體や肛門、口腔への挿入を含む場合であっても、性感染症に感染せたりするようなことと同様かそれ以上のリスクがある場合であっても、適用されるものである。

「先導改革法」はまた、セックスクワーカーにとって、医療検査が性感染症に感染していないこと、もしくは感染していないことを明らかにするものであるということを申し立てたり、暗示したりすることは違反行為であるとしている。

#### ・合意の拒否もしくは撤回

「先導改革法」Section 17は、すべてのセックスクワーカーに、他者に対する商業的な性的サービスを提供することを拒絶したり、離婚したりする権利を付与している。ある人が商業的な性的サービスを提供する契約を交わしたという事実は、セックスクワーカーのサービスや合意を撤回する能力を制限するものではない。

#### ( c ) クライエント

「先導改革法」における義務は、商業的な性的サービスを受ける、もしくは受けようとしている人々にも適用される。

「先導改革法」Section 9は、セックスクワーカーのすべてのクライエントに、予防手段としての被覆物やその他の適当な遮断物の使用を遵守するという点で、あらゆる妥当な手段を講じることがない場合には、商業的な性的サービスを受けないようになります。このような義務は、これらのサービスが體や肛門、口腔への挿入を含む場合であっても、性感染症に感染せたりするようなことと同様かそれ以上のリスクがある場合であっても、適用されるものである。

#### ( 2 ) 「雇用安全衛生活法 (Health and Safety in Employment Act)」1992年

「雇用安全衛生活法」のねらいは、職場もしくは職場の付近にいるすべての人々に対して危険が及ぼさないように予防を促進することにある。これを行うに当たり、その制定法は、職場における異なった役割をもつ人々に広範な義務を生み出すものである。「雇用安全衛生活法」のもとでの役割が記されている以下のほとんどの用語は、用語集に轉載しているものである。

#### ( a ) 職場の管理者

商業的な性的サービスを提供するビジネスの経営者 (operator) は、「雇用安全衛生活法」のもとには、自らの管理する建物や設備を安全に保つ義務を有している。そのことは、以下のような人々に対して、偶発的な事故を及ぼさないように保証することを意味する。

- 合法的にその場で働いている人々 (被雇用者、契約者など)
- 客もしくはある行為を請負っている人々
- 近所の人々

おろく環境においては、許可された訪問者に職場における重大な偶発的な事柄について警告する義務も生じることとなる。

これらの義務については、「雇用安全衛生活法」第16節に記載されている。

#### ・「職場」の定義

ある人が商業的な性的サービスを行なう場合は、それがどこであろうと、「雇用安全衛生活法」の定義によると「職場」となる。そこには店舗 (premises) や商業的な性的サービスを提供するために利用されるほかのビジネスの建物が含まれる。出張型のセックスワーカーの場合、クライエントの家やホテル、車や公衆の場、そのほかサービスが提供される場が含まれる。

「職場」とは、利益や報酬のために職務が行われた場所、行われる場所、行われる予定の場所

のことである。

- ・**店舗経営者** (brothel operators) にとって義務とは何か、  
店舗経営者は、その建物自体や設備・備品の安全を確保する必要がある。その建物で働いている人々のみならず、来訪者やクライエントに対しても同様である。場合によっては、管理者は、職場や実際の範囲をこえた義務の責任を負う。基本的に、管理者は職場にいる人々がさらされるかもしれないからである。これは、付け加えれば、「先春改革法」の下に経営者が義務付けられているものもある。

#### (b) 雇用者

##### (b) 雇用者

- 被雇用者が危害にさらされるところでは状況を監視すること、そして必要に応じて危害に関する健康を監視すること。監視の結果を被雇用者に知らせること（第10、11条）。
- 被雇用者に効果的に健康や安全が向上するような姿勢の機会を提供すること（第19条B）。
- 職場において、被雇用者やはかの人々に重大な危害が及ぶ事故や出来事があったときには記録し、届け出、報告すること（第25条）。

このガイドの第4-13章では、これらの義務に直面している雇用者が受け入れるべき手段の詳細が記されている。データ表2では、突発的な事故や病気に関する距離、届出、報告についての詳細が記されている。  
「雇用安全衛生法」における雇用者の義務は、2003年「先春改革法」にさらに付加されているものである。

##### (c) 自営の人々 (Self-employed people)

セックストスワーカーが自営しているところでは——エージェントや先春ビジネスのほかの経営者との「独立契約者 (Independent contractor)」も含む——、「雇用安全衛生法」の下に、自分自身や他の安全や健康を維持するという一般的な義務がある。  
その義務とは、職務中に自己やほのかの人々に危害を及ぼすような活動や休止がないように、「あらゆる有用なステップ」をとることの義務である。自営者は、また、職務上の行為の結果として自分や他人に重大な危害（傷害や疾病）を及ぼした場合は、記録、届け出、報告を職業安全保健局に対して行わなければならない（第25条）。加えて、「先春改革法」ではセックストスワーカーが「セイファー・セックス」を実践する義務がある。

##### (d) 被雇用者 (Employees)

すべての被雇用者は、「雇用安全衛生法」の下に、責任ある行動をとり、雇用者に依頼された安全基準に従って職務をおこなう義務を有している。自分自身や他者の安全や健康を維持するよう、「あらゆる有用なステップ」をとることを期待されている（第19条）。

「被雇用者」は大抵の場合、雇用者との合意の下に雇用されている。そのかわりに、ボランティアや研修生、派遣 (loaned) 労働者である場合もあるが、それも「雇用安全衛生法」では「被雇用者」とされている。

雇用者が職務の物品を提供する場合には、被雇用者や職場のほのかの人々を守るために、また、労働システムや個人を守るために、衣服や備品を用意しなければならない。被雇用者はそれを利用しなければならない。  
方針についての安全システムとは、セフクスの補助器具を消毒する際の一連の処置方法に被雇用者が従うことや、預造型のセックストスワーカーの場合にはグライエンント訪問のときに必要なプロセスを踏まえることを含む場合がある。  
被雇用者は、適切に訓練や指示を受けなければならない。また被雇用者は、緊急的な処置や、

- 雇用者は、「雇用安全衛生法」の下ではもっとも重い義務をもつ。その多くは被雇用者の安全や健康に対する義務である。  
性産業の場合、雇用者は、店舗 (brothel) オーナーや経営者、出張型サービスの経営者やマネージャー、マッサージ・バーのオーナーやマネージャーである場合が多い。  
雇用者は、「雇用安全衛生法」では、資金や報酬によって何らかの仕事をするために他者を雇用する者（会社を含む）であると定義されている。その人はサービスについての契約（雇用の同意）の下に雇用されなければならない。「雇用安全衛生法」によると、契約や同意とは、明示されるもの、含意されるもの、口頭によるもののが含まれる。

商業的な性的サービスのクライエントは、セックストスワーカーがサービスを提供している際の「雇用者」ではない。  
雇用者は、職場での被雇用者の健康や安全、福利を守るために、「あらゆる有用なステップ」(用語集参照のこと) を遂行することを要求されている。ここには、被雇用者にとって安全な、健康リスクを回避する職場の提供が含まれる。雇用者にとっての責任とは、つきのような事例である。  
●安全な状態で管理した職場を維持し、健康リスクのない安全な職務システムを提供し維持すること。  
●職場への住民が安全であることとも含まれる（第6条）。

- 被雇用者には費用を負担させることなく、職務に関連した物品（個人を守るような衣服や物品を含む）を提供し、維持すること。
- 職場における、いかなる危害をも把握し、管理すること（7-10条）。
- 物品の安全な利用、取扱、備付、移送を手配し、被雇用者に適切な情報を提供すること（第6条、第12条）。
- 緊急事項に関する処置を開発し、被雇用者に必要な情報や指示、トレーニングや監督を提供すること（第12、13条）。

自分自身が直面する労働者に開通する情報の提供を受けなければならないし、そのような情報にアクセスする準備がされているなければならない。

雇用者は、健康や安全を達成する最善の方法について、また、職場や職務についての変化がある場合にはその影響について、被雇用者と協議しなければならない。

被雇用者もまた、健康や安全の義務に貢献することによって、被雇用者と協力しなければならない。さらに、被雇用者は、健康と安全に関する代表者もしくは委員会メンバーや被雇用者を選出することによって、もしくは直接的にそのプロセスに貢献することによって、健康や安全の向上に参与するよう促進しなければならない。

「雇用安全衛生法」は、被雇用者が深刻な危害を引き起こすと思われる職務を遂行することを拒否することができるという規定をもつている。このような権利には、そのほかには、「先導改革法」第16・17条に規定されている、セックスワーカーの保護に関するものがある。

#### (e) 業主 (Principal)

利益や報酬のために何らかの職務を行うために他の業者を雇用している——たとえば契約するなど——者を「雇用安全衛生法」では「業主」と呼ぶ。ここには、「独立契約者 (independent contractor)」としてのセックスワーカーを雇っている先導ビジネスの契約者も含まれる。ある状態においては、店舗 (brothel) 以外の場所——ホテルの一室や車、家——でサービスを提供するセックスワーカーと契約するクライエントや、その他の性的サービスを求める人（自分のためにあれ、他のためにあれ）を含む場合もある。

「独立契約者」として働くセックスワーカーの業主である先導ビジネスの経営者は、セックスワーカーが契約した職務を行っているかに危害が及ばないようするために、「あらゆる有用なステップ」をとる義務を有している（第18条）。契約をしている業主は、自営者が契約しているあいだに起った深刻な危害がある場合、職業安全衛局に届け出て、報告するよう求められている（第25条）。

「雇用安全衛生法」第18条に記載されている義務は、クライエントなどが、商業的な性的サービスの提供を受けるために、セックスワーカーを店舗以外の場所で拘束している場所にも適用される。（サービスを）求める人がいる範囲のなかでは、かれらはセックスワーカーが職務を遂行しているあいだに危害にさらされないように、あらゆる有用なステップをとらなければならない。この点については、そのほか、「先導改革法」第9条に定められる「セイファー・セックス」や、ほかの刑法の下にある保護が存在する。

#### (f) 顧客 (Clients)

商業的な性的サービスを求めて店舗 (brothel) を訪れるクライエントは、「先導改革法」第9条の「セイファー・セックス」の義務を有しているが、「雇用安全衛生法」のもとでは明らかの義務があるわけではない。また、クライエントは、「職場の管理者」としての店舗経営者への義務の遵守も有している。スーパーマーケットや体育館を訪れるときと同様である。

### (3) セックスワーカーの組織 (Sex worker organisations)

ニュージーランド児童労働者コレクティヴ (The New Zealand Prostitutes Collective/NZPC) は、セクシュアル／リプロダクティブ・ヘルスのプロモーションや、コミュニティを基盤としたピア教育プログラムを提供するために、保健省と契約を結んでいる。この契約以外の部分においては、NZPC は、セックスワーカーの権利と条件を改善するための活動を行なっている。セックスワーカーの利益を擁護し、また、職場レベルで個々人をサポートすることが目的である。

NZPC は、オータランド、ダウランガ、ニューブリモス、ウェリントン、クライストチャーチ、ダニーディーンに支部を置いている。アウトリーチのワーカーは、そのほかの地域もカバーしている。たとえば、ハミルトン、ホークス・ベイ、マナワーツ、ネルソンなどである（データ表3を参照のこと）。

#### (4) 組合 (Unions)

ニュージーランドには、セックスワーカーの利益を代表するよう傘下組織の組合が存在しない。いくつかの組合は、セックスワーカーが参加できるよう試みたり、性産業においてセックスワーカー向けのサービスができるようになっている。たとえば、規制の交渉をサポートしたり、セックスワーカーの利益を擁護する活動を行なっている。セックスワーカーは、組合に参加するか否かを選択することができる。セックスワーカーが単独で存在している場合、組合に参加することによって、团体交渉を利用することが可能になる。この場合、交渉することを許可されているのが単体／一人であったとしても不可能となる。

#### ・ 団体交渉 (Collective employment agreements)

被雇用者であるセックスワーカーは個人であっても集団であっても雇用契約を雇用者と結ぶことができる。2000年「雇用関連法」(The Employment Relation Act) は、雇用契約は文書でなければならぬと規定している。

職場における被雇用者は、組合に加入する権利を有している。そして、労働組合は、団体交渉のために、組合員であるメンバーと一緒に労働交渉を行なうことができる。メンバーによってこのような行為が認められているということで、労働組合はまだ、個人の雇用問題や契約について、労働者を代表することが可能となる。

雇用者と集団雇用契約の交渉を行なうことが可能であるのは、登録された組合のみである。いかなる交渉の場においても、当事者たちは「信頼して」(in "good faith") 行動しなければならない。そこでは、直接に会って話をすることや、相談をすることも、各者の提案に応答するということも

求められている。合意に到達しなければならないということではない。当事者たちは、交渉が行き詰ったときには、労働雇用関係サービス局に対して調停者のサポートを求めることができる。団体交渉が、雇用者や雇用者側に有効な場合、その契約内容は、組員である被雇用者のみが適用される。そのための労働者については、個人契約の交渉が必要となる。ただし、新規の労働者は除く。新規の被雇用者が、団体交渉がある機関で仕事を開始した場合、その被雇用者は、最初の30日間は自動的に、団体としての条件でカバーされる。その人が組合に参加するか、また団体交渉での契約の当事者になるかを決断するまで、もしくは、組合に加入しないのであれば、かれらは個人雇用契約の交渉を行う必要がある。

雇用契約に含まれている事項についての詳細、また、雇用関係についての詳細な情報は、「雇用関係インフォライン」(Tel. 0800-500-863)まで、もしくは雇用関係局のホームページ([www.dol.govt.nz](http://www.dol.govt.nz))をたずねていただきたい。

#### (5) 監査機関 (Regulatory agencies)

職場の雇用と安全、事故賠償、先養、公衆衛生法は、すべて、職務中の健康と安全を管理している。そのほか適用可能な法律や、機関の責任については、次ページの表にあるとおりである。また、附録1には、さらなる情報や、監査機関の役割、そこで扱われる法律について記載されている。さらにデータ表6にはACCの役割について、より詳細が記載されている。

法 律	性産業との関連での雇用分野	機関の責任
先養改革法 2003年	先養の非犯罪化および以下の事項を網羅するものである。 ●セックスワーカーの人権擁護や拘束から全に必要なものの準備 ●セイフナー・セックスにおける健康・安全 ●地方自治体が条例を作成する権利 ●先養ビジネスの経営者の認定	保健省が8-9条の下に视察や健康や安全に必要なものへの責任を負う。
健康法 1956年	1956年の健康法や関連の規則は、性感染症のように、健康医療局 (Medical officers of Health)に届け出の必要な感染症について明記している。健康医療局は、このような疾患に対して予防を行い、手段を講じる。	健康医療局は、健康省の大臣によって任命される。
雇用安全衛生法 1992年	雇用安全衛生法は、あらゆる職場の健康と安全について網羅するものである。	労働省・職場の安全と健康サービス局 (飛行中はCivil Aviation Authorityが、航行中は Maritime Safety Authorityがそれぞれ責任を負う)
雇用関連法 2000年	雇用関連法は、職場における雇用関係を網羅するものである。	労働省・雇用関連サービス局
傷害予防・リハビリテーション及び補償法 2001年	傷害予防・リハビリテーション及び補償法は、事故賠償について、オーベルのニュージーランド市民および住民や一時訪問者に対する事故保険計画／組織 (scheme) を網羅する。	事故補償機構 (ACC)

## 第二部 セックスワーカーのヘルス

(Sex Worker Health)

(コンドームもししくはその他の遮断物を利用することによるもの)を受け入れなければならない、という点であり、それを注意書きとして表示されなければならない。

このような情報は、被雇用者が理解できるようならたで提示されなければならない。被雇用者が、英語を書くこと／話すこと／コミュニケーションが困難な場合、雇用者は、被雇用者ができる言語で情報を提供するべきである。地域のセックスワーカー組織が、必要な言語で情報を翻訳したり、印刷したりするためにはサポートしてくれる場合もある。

雇用者は、すべての被雇用者が、コンドームやダム、水溶性潤滑液を他用する必要性を知ることができるようには保証しなければならない。そして、セイファー・セックスについての情報やトレーニングへのアクセスを保証すべきである。正しい、かつ最新の情報は、地域のセックスワーカー組織やセクシーシュアル・ヘルス・サービスで手に入れることができる。

4： セックスワーカー、クライアント、マネージメントのための

セクシーシュアル・ヘルス教育

5： セックスワーカーのためのセクシーシュアル・ヘルス・アセスメント

6： ハーナルな保護用具 (Personal protective equipment)

7： リプロダクティブ・ヘルス

8： 酷使障害 (Overuse disorders)

### 4. セックスワーカー、クライアント、マネージメントのための セクシーシュアル・ヘルス教育

#### セクシーシュアル・ヘルス教育

25

2003年の労働改革法、第8-9条には、健康や安全について労働ビジネスの経営者や、セックスワーカー、クライエントに要求されているものが含まれている。セイファー・セックスの実践は、職場が維持されるにあたり、その基礎となるものである。雇用者は、職場の被雇用者やクライエントに対して、セイファー・セックスに関する義務についての情報を提供しなければならない。そこには、HIVやA・B・C型肝炎など、性感染症や血液由来のウイルス (blood-borne viruses) に関する情報や、安全な職務のために必要な、清潔かつ感染予防の備品についての情報も含まれるべきである。ヘルス教育のリソースについては、各地の公衆衛生サービスやセクシーシュアル・ヘルス・サービス、またはNZPCにて手に入れることができる (データ表7を参照のこと)。

各地のセックスワーカー組織の労働者、セクシーシュアル・ヘルス・サービス、その他関連のヘルス・サービスは、被雇用者であるセックスワーカーに、必要に応じて接触すべきである。そうすることによって、あらゆる労働者が、上記のような健康問題に対して正しく理解するためのサポートを行なうことができるからである。

雇用者は、HIVやA・B・C型肝炎など、性感染症の感染について、クライエントに対して、職場で情報を口頭および文書で提供されなければならない。情報とは、とくに、セックスワーカーやクライエントが、性感染症の感染リスクを避けるためのセイファー・セックスのサービスの実践

## 5. セックスワーカーのためのセクシユアル・ヘルス・アセスメント

セックスワーカーは、個人の必要に応じて、セクシュアル・ヘルス・サービスや家族計画協会のクリニック、一般的なセクシュアル・ヘルス・アセスメント、カウンセリング、教育などの場に赴く必要がある。アセスメントの頻度は、クリニックと相談して個々のセックスワーカーが決定する事柄であり、自由意志に基づくべきものである。しかしながら、少なくとも、年に二度は総合的なセクシュアル・ヘルスの検査を受けるべきである。また、コンドームの脱落や破損があつたときは、10-14日のうちに検査したほうが良い。

セクシュアル・ヘルスの証明書は、性感染症に感染していないことを証明するものではないし、クライエントにもそのように表現してはならない。その証明書が、セイファー・セクタスの実践を厳格に行なうことに対して、代案を提示するようなものにならなければならない。

雇用者は、被雇用者に自分のセクシュアル・ヘルスを管理するようにならなければ必要がある。また、被雇用者に、セクシュアル・ヘルス・アセスメントに参加したことを示すような証明を提示するよう求めることもできる。しかし、このアセスメントの結果を開示してはならない。これらの証明書は、被雇用者の所有物であるし、性感染施設のどこであつても提示してはならない。

### 予防接種

セックスワーカーには、医療従事者やセクシュアル・ヘルス・サービスでの相談にしたがつて、A型およびB型肝炎の予防接種を受けることを勧める。

## 6. パーソナルな保護用具 (Personal protective equipment)

性産業の雇用者は、「雇用安全衛生法」のもとにおいて、被雇用者に適したパーソナルな保護物(personal Protective equipment／PPE)を提供し、無料で利用できるようにする義務を有している。ここには、コンドームや水溶性潤滑液、ラテックスもしくは非ラテックスの手袋などのアイテム、そのほか、これらの用具の手入れをするためのアイテムが含まれる。派遣性交話も含まれる。PPEは、被雇用者たちの場合は、PPEには、防犯ブザー(personal alarms)や機械電話も含まれる。PPEは、被雇用者たちにとって職務時間中に簡単に手に入るようにならなければならない。コンドームは、サイズや厚さなども様々なものを提供しなければならない。コンドームや手袋、ダムはすべて、ニュージーランドの基準を満たしてなければならない。

被雇用者の安全を維持するという雇用者の一般的な義務があるように、被雇用者には、注的な義務がある場面では費用を要求してはならない。たとえば、コンドームの自動販売機を設置することによって、被雇用者は、PPEを準備するための費用を支出しなければならなくなる。このような状況は、法律上必要であるものであるにもかかわらず、被雇用者が費用の負担を要求される状況であると解釈される。

(医学的な証明がある) ラテックスに対するアレルギーが被雇用者に見られる可能性がある場合には、雇用者は、アレルギー反応のある被雇用者の可能性を低減するために、手段を講じなければならない。ラテックスに対するアレルギーは、ぜんそくや過敏症、ほのかの深刻な反応を、過敏になつている個々人に引き起こす。雇用者は、ラテックスに対するアレルギーを持つ人々のために、ボリウレタン製の振動物など、ほかの防護手段を提供しなければならない。The Durex Avanti Superthin Lubricated Polyurethane のコンドームがニュージーランドでは販売されていて、要時入手することができる。

### PPE、セックス・トイ、その他の用具の保管と取扱い

●早期に劣化してしまうことを防止するために、コンドームやダムは光や熱を避けて保管されなければならない。コンドームやダム、潤滑液を含む用具は、22°C以下の乾燥した冷蔵庫に保管すること。

●セックスワーカーは全員、コンドームやダムを廃棄したり、そのほかの用具を使用後に取り扱った後に、石鹼と水で手を洗わなければならぬ。ほかの人の体液に接触する可能性のあるセックス・トイのような用具は、それぞれの相手ごとに、あたらしいコンドームを装着しなければならない。そのコンドームは、使用後に取り外して降棄し、備品も洗浄した後に消毒しなければならない。

●ひとりのクライエントに複数のワーカーがサービスを提供する場合(3Pなど)、ハイレーターやデイルドなどの用具をひとりが使用した後に洗净・消毒することができない場合、まず、

あらららしいコンドームを装着する必要がある。理想的には、他の人が使用しないよう、それぞれのワーカーがそれぞれのセクタス・トイや用具をもつべきである。誰が最後にそのセクタス・トイを使用したのかがわかるように、異なる色のコンドームをそれぞれのワーカーが選ぶことともよいことだろう。

- セクタス・トイは、ペニスの挿入なしに刺激を提供することができます。再度、セクタス・トイはそれぞれのクライエントへの使用後に洗浄し、消毒しなければならないことを強調しておく。
- 日常の職務の一部として、被雇用者が用具をボンデンジ（B&D）に使用するような用具を管理するときには、被雇用者とクライエント双方の安全のために、雇用者が被雇用者に向けて用具の安全な使用についての包括的なトレーニングを提供することは必須である。

#### 用具の消毒

- 用具は、表面をすべて洗浄液と水で磨き、拭きあげる。
- 洗浄後に消毒をするために、用具をすすぎ、ブリーチ剤1対水2の割合の溶液に10分間浸漫なされなければならない。消毒後、その用具をすすぎ、使用前までに乾燥させる。
- 消毒に耐えない用具（ハイフレーダーなど）については、洗浄液と水で拭き。その後、ブリーチ剤1対水2の割合の溶液か、70%アルコールで拭きとる。さらに、すぎ、使用前までに乾燥させる。
- C型肝炎やHIV、その他の血吸虫症を避けるため、使い捨てかみそりやみそり刀は、一度使ったら、刃物処理箱に廃棄する。折りたたみ式西洋かみそり（“cuthroat” razor）や、メス、ピアス工具は、それぞれのクライエントに使用した後、洗浄し、乾燥する。
- 雇用者は、十分な量の消毒液やシステムをスタッフ・トレーニングと同時に提供しなければならない。セクタス・エイドや拘束器具などの使用された用具、ベンチやマッサージテーブルなどの表面は、それぞれ使用後に消毒しなければならない。

#### 使用済 PPE を含む不要物の保管と取扱い

コンドームやダム、手袋などのPPEは、せつたいに再利用してはならない。ワーカームには、使用後のコンドーム、ダム、手袋、再れたティッシュなどを捨てるためのごみ箱を準備しなければならない。派造型のセクタスワーカーは、使用後のPPEを入れるためのビニール袋を持参すべきである。あらゆる職場には、再利用不可能な刃物の処理箱を準備しなければならない。

皮膚を切ったり刺したりするようなものについては、刃物処理箱に廃棄しなければならない。クライエントの血液に接触したものや、皮膚を破壊するものは、クライエント自身で、もしくは被雇用者が手袋を装着して、廃棄物として取り扱うべきである。注射器や注射針、かみそり、メスもそこに含まれる。

#### コンドームの破損や脱落

雇用者は、ただコンドームの使用を求めるだけではなく、コンドーム使用やセイファー・セクタスの実践を、被雇用者やクライエントのための基準として、その施設が求めているものであることを伝えるべきである。

多くのセクタスワーカーは、妊娠やHIVやHCVなどの性感染症の感染を効果的に遮断するものとして、コンドームを使用するというスキルをもっている。しかしながら、時々、コンドームが破損したり、脱落したりすることがある。このようなことが起った場合、ワーカーは、その出来事の10~14日あいだに、もしくは症状が出た場合にはなるべく早く、包括的なセキュアル・ヘルスの検査を受けるべきである。

不運にも、ワーカーが自分の意思に反して、クライエントにコンドームなしでの性行為を強要される（ナナacha、レイブ）という事故が起ることがある。コンドームを使用しない性行為は、ワーカーが知らないうちにクライエントのコンドームが脱落したり、破損したりするという結果としても起こる。

このような状況においては、被雇用者は、適切な行動をとるために情報やサポートが必要となる（データ表3）。

- コンドームの破損が起こりやすのは…
  - 基準以下のコンドームの場合。ニュージーランド基準のものにはパッケージに表示されているので、それを使用すべきである。
  - 有効期限の過ぎたコンドームの場合。もしくは正しく保管されていないかかったものの、コンドームが大量に備蓄されている場合、その保管されたものの底にあるコンドームを、準備を補給するときにも東の上方に移動すること。
  - コンドームが保管もしくは使用時に指の爪や装置物によつてちぎれたり、破損したりする場合。
  - 潤滑液が不十分な場合（とくにアル・セラフスや膜が通常よりも乾燥している生理直前の場合は…
    - 油脂系の潤滑剤を使用した場合、ラテックス性のコンドームが破損することがある。コンドームやダムと一緒にには水溶性の潤滑剤のみ使用するべきである。
    - 性的行為がとくに長く激しく継続した場合。
  - コンドームの脱落が起こりやすいのは…
    - 握入する側がベニスの根元までコンドーム全体を持ち上げていられない場合。
    - 握入する側がベニスを外際にコンドームの端を保持しそこなった場合。
    - 握入する側のベニスが半分しが勃起していない、もしくは柔らかいままだった場合。
    - 握入する側のベニスが小さいが細い、もしくはフレア状態になっている場合。

- ・コンドームの破損や脱落を回避するために、被雇用者がやるべきこと
  - 5分以上のサービスが続く時にコンドームをチェックする。サービスを中断したり、コンドームをチェックしたり、交換したりするためには、潤滑剤を塗りなおすすいうのは良い方法である。
  - 可能であれば、経験者であるほかのワーカーと話し合うことによって、コンドームが破損することはどういうことか、どのように感じるかについて質問しておくこと。
  - サービスを開始する前に、手の届くところにコンドームと水溶性潤滑剤を置いておくこと。
  - 雇用者やほかのワーカーたちに、サービス中にコンドームを破損させたり、脱落させたりしようとしたりしたクライエントについて注意を喚起しておくこと。

#### ・雇用者があるべきこと

- 被雇用者が職務中につつでも使用できるように、さまざまな形状やサイズのコンドームを保管しておくこと。
- ニューシーランド基盤のコンドームを保管しておくこと。有効期限の過ぎていないものを用意し、風通しの良い乾燥した場所に保管しておくこと。
- 水溶性の潤滑剤については適切なものを提供すること。
- コンドーム使用を拒否したり、サービス中にコンドームを破損させたり、脱落させたりしようとしたりしたクライエントに対しては、サービスを提供しないという被雇用者の権利をサポートすること。

※ コンドームの破損や脱落の際におけるべき行動は、巻末のデータ表3を参照のこと。

## 7. リプロダクティブ・ヘルス

- ・コンドームの破損や脱落を回避するために、被雇用者がやるべきこと
  - 5分以上のサービスが続く時にコンドームをチェックする。サービスを中断したり、コンドームをチェックしたり、交換したりするためには、潤滑剤を塗りなおすすいうのは良い方法である。
  - 可能であれば、経験者であるほかのワーカーと話し合うことによって、コンドームが破損することはどういうことか、どのように感じるかについて質問しておくこと。
  - サービスを開始する前に、手の届くところにコンドームと水溶性潤滑剤を置いておくこと。
  - 雇用者やほかのワーカーたちに、サービス中にコンドームを破損させたり、脱落させたりしようとしたりしたクライエントについて注意を喚起しておくこと。

#### 妊娠労働者

- ・雇用者があるべきこと
  - 被雇用者が職務中につつでも使用できるように、さまざまな形状やサイズのコンドームを保管しておくこと。
  - ニューシーランド基盤のコンドームを保管しておくこと。有効期限の過ぎていないものを用意し、風通しの良い乾燥した場所に保管しておくこと。
  - 水溶性の潤滑剤については適切なものを提供すること。
  - コンドーム使用を拒否したり、サービス中にコンドームを破損させたり、脱落させたりしようとしたりしたクライエントに対しては、サービスを提供しないという被雇用者の権利をサポートすること。

※ コンドームの破損や脱落の際におけるべき行動は、巻末のデータ表3を参照のこと。

## 意図しない妊娠 (unintended pregnancy) を避けること

- ・性感染症
  - 性感染症については、各々が、自分自身や他者が感染しないようにするという責任を受け入れなければならない。HIVを含めて、性的挿入を通じて感染する多くの感染症が存在する。口頭、肛門の性行為において、確実にコンドームを使うことによって、これらの多くを避けることはできる。
  - 梅毒や、HIV、B型・C型肝炎などの血筋感染のウイルスは、挿入行為はほかの行為以外の手段でも感染しうる。そこには、静脈注射のドラッグ使用者のあいだでの注射針やそのほかの用具の共有、貧血でないビアス器具、出産や授乳、感染血液の輸血なども含まれる。

意図しない妊娠 (unintended pregnancy) は、性産業における職務の結果としておこりうる。望まない妊娠 (unwanted pregnancy) に特化したガイドラインについては、データ表3「コンドームの破損や脱落による行動」を参照のこと。セックスワーカーは、ほかの運行方法について医療従事者に相談するようアドバイスされている。

## 8. 酷使障害 (Overuse disorders)

### 第三部 職場のアメニティ

(Workplace Amenities)

酷使障害とは、筋肉や腱、その他の組織に違和感や痛みをもつようない特徴がある損傷を含む、広範な状態を指す。肉体的な自覚症状の有無にかかわるものではないが、酷使障害は、反復運動方損傷 (Repetitive Strain Injury／RSI) として認識されてきたものである。このような状態は、身体のあらゆる部位に影響を及ぼしうるし、後方や、筋肉疲労、燃え尽き症候群、虚弱、こねり、うずき、痛みという兆候となりうる。

酷使障害は、とくに、固定された、もしくは圧迫された姿勢で働いている人々や、素早い反復が継続する職務や激しい動きを伴う職務に従事する人々に起ころ。多くのセクタスワーカーたちは、日常的に、このような状態にある。酷使障害は診断することが困難なものもある。

職務上の酷使をなくすためによりうる手段は、以下のとおりである。

●雇用者が定期的に職場の健康と安全についての監査を実行すること。

●すべてのペッドやまくらのワークステーションが背中部分を保護するように、また過度な緊張や僵硬がないようにできるサービスのバリエーションを盛めるところ。ペッドやマッサージシートベルなど、可能な場合は調節可能なものにし、被雇用者たちが安全に過度な緊張なく、さまざまな方法で利用できるようにすること。

●正しいマッサージ方法をトレーニングするのと同様に、すべての備品について、とくにボンデージやSMで使用されるものについて、その使用方法の総合的なトレーニングを、その技術を使用する労働者たちに提供すること。

他の産業において、避けることのできない反復的な行動もある。セクタスワーカーにとって酷使障害を避けるための最も良い方法は、反復と非反復のあいだに他の選択肢を見つけ出していくことだ。たとえば、反復的なマッサージは手を酷使することとなるが、腕や背中を使うことによって、他の（非反復的な）行動をとることができる。

雇用者は、被雇用者に、酷使障害を避けるように職務義務を交代するための情報を提供するべきである。潜在的に酷使障害になりそうな状況があるとき、それを避けるために、雇用者に対して、戦術を開発したり、トレーニングを提供したりすることは、職場における酷使の損害を減らすために良い方法である。

9:	職場アメニティのクレンリネス
10:	応急処置
11:	火元管理
12:	冷暖房
13:	照明

### 9. 職場アメニティのクレンリネス

構内はわれに清潔に保つべきで、雇用者は、誰が、全体、もしくはあるスゾットのメンテナンス・クリーニングの責任をもつているのかを、被雇用全員が理解できるようにしなければならない。指名された人が定期的にクレンリネスを管理しなければならない。

清掃は、セクタスワーカーの登勤のうち、必然的な部分ではないし、雇用開始時に適宜交渉すべき事柄である。

派遣型のサービスを提供するセクタスワーカーは、クライエントの居地が清潔さのレベルにおいて許容できないものであった場合、予約を取りやめる権利をもっている。

とりわけ、以下のうな点について注意が必要である。

#### シャワー、風呂、トイレ

洗剤や病院レベルの消毒液を使った通常の清掃では、カビや菌を抑えることが必要である。雇用者は、風呂やシャワーやが使用後には清潔に保ち、ブリーチを使用することが望ましいが、消毒されている状況を維持しなければならない。織れたり、はがれたりしているタイプは、可能な限り早く、取り換える必要がある。というのは、そのままにしておくと、バクテリアや他の感染源が繁殖せつけるからだ。

清潔せつけるや、使い捨てタオルは、構内にあるすべての表面所に置かなければならぬ。

#### リネン

雇用者は以下のものを提供しなければならない。

- 清潔なベッド・リネン、清潔なベッド・カバー

- クライエントとスタッフが使用するための清潔なタオル  
クライエントや労働者が触れるような、タオルを含むリネンすべては、それぞれのセッションヨンが終了した後に、ただちに交換しなければならない。

#### ランドリー施設とリネンのクリーニング

- リネンにかかる健康リスクを最小限に留めるために、以下のようないくつかのステップがある。  
● 清潔なものと使用後のものをわけるために、ランドリーには最低でも二つの置き場を準備すること。

- 洗濯洗剤を使用して、温水でリネンを洗濯すること。

- 洗濯後にすべてのものを完全に乾燥させること。

#### 漏れ出た体液の掃除 (Cleaning of body fluid spills)

血液、嘔吐物、尿、糞便、精液などの体液には、感染物が混入している場合がある。このような体液が漏れ出た場合には、A・B・C型肝炎やHIV、その他のウイルスの感染を避けるために、とくに注意が必要である。

清掃スタッフだけでなく、被雇用者は全員、以下のようないくつかの予防措置をとらなければならない。

- 体液を扱う時には防護用手袋を着用すること。
- 先のようないくつかの体液が人の皮膚に触れた場合は、石鹼と温水で洗浄すること。手を洗い終わるまでには、自分のもしくは他の皮膚が損傷している部分（裂傷、擦過傷、皮膚炎など）や開口部（口、性器、眼、など）には触れないこと。添付型のサービスを提供しているセラフティーフォークーには、職務に就く時に、石鹼を使い始めで手袋を持ついくように忠告すべきである。
- 職務中には皮膚の損傷している部分（たとえば、裂傷、擦過傷、発赤、最近の注射したこと、最近ピアスやタトゥーをしたところ）は覆いをしておくこと。
- 漏れ出た体液を清掃するときには、使い捨てのベータオルやディッシュを使用すること。
- 使用後のベータオルはビニール袋に入れ、他の誰かが触れることがないように封をし、廃棄すること。
- その後、かたい表面の場合には、水と石鹼、もしくは洗剤でモップがけか、スポンジ拭きをする。
- カーペットやラグの場合には、水と石鹼で入念にスポンジ拭きをし、すいた後に乾燥させること。
- 浸み込んでしまったものの（嘔吐物、糞便、血液など）は、できるかぎりベータオルを使って取り除き、洗濯機に入れて温水で、他の洗濯物とは分けて洗うこと。その後、完全に乾燥させること。

#### サニタリー設備

サニタリー設備（トイレや洗面所を含む）は、地方自治体や「雇用安全衛生規定」（1995年）に従って準備しなければならない。

個別シャワーやトイレ、備品の交換については、クライエントのものとは別に、被雇用者のために提供しなければならない。

15名以下の被雇用者がいる場合には、プライバシーが確保され、内側からのカギがかかる、サニタリータオルや他の備品が設置されたユニセックストイレがよい。  
洗面所は、温水・冷水が使用できるものにすべきである。石鹼や適当な顔や手の乾燥設備も準備すべきである。労働者はタオルを共有すべきではないので、ベータオルや自動ハンド乾燥機があるとよい。

#### スイミング／スパ・プールの消毒

スパが利用できる状態にあるのであれば、雇用者や経営者は、厳密な衛生基準で管理するようにならなければならぬ。スパ・プールは、温水であり、温水によって酸素が付加されたり、水が限られた単位であるために、スイミング・プールよりも感染のリスクが高いので、「ジアルディア」（Giardia／誤注：腸管に寄生する鞭毛虫、下痢をたらす）や「クリプトスボイジウム（Cryptosporidium／誤注：日和見感染を起こす原虫）」のような有機体にとって理想的な環境である。「アツウ球菌」や「ショードモザナス菌」のようないくつかの菌は、耳や目、鼻やのど、皮膚に感染する。スパのなかで人々が極めて接近しているということはまた、そのような有機体が感染しやすいうことでもある。

スパの水は、ニュージーランド基準 5826 : 2000 「プールの水質 (Pool Water Quality)」によって取り扱う必要がある。水質検査は毎日行なうべきである。公衆のスパは、少なくとも週一回は、またもしあればさらにも頻繁に、排水し、清掃し、あたらしい水を入れなければならない。

#### バーや食事供給エリア

店舗 (brothel) の経営者や管理者（もしくはサービス／ビジネスの一種として食事を扱う人）は、「食糧法 (Food Act)」によってどのようなことが要求されているのかを正確に把握するためには、自作体に問い合わせなければならない。

サービスやビジネスの一環として食事を提供する人はすべて、「食糧法 (the Food Act)」や「食品衛生規定 (Food Hygiene Regulations)」に従う必要がある。また、遵守しているかどうかについて、ときどき、環境健康局 (environmental health officers／EHOs) からの視察を受けることとなる。もし受け入れなければ、その店舗は環境健康局によつて一時的に、もしくは永久に閉店することになるかもしれない。経営者は、地方自治体が計画した条項に基づく同意も求められる。

## 10. 病院見習い (First Aid)

一人か二人のものからもっと大きなビジネスまで、あらゆる職場は、少なくとも応急処置のキットをワンセット、構内に置いておかなければならぬ、一歩よりも多い機内をもつ場合は、その機器の各部にキットを置いておくべきである。派遣型で働いている人々には、小型の携帯用の応急処置キットがよい。

応急処置のキットが販売されている。

応急処置キットについては以下のとおりである。

- 使いやすく、中心的な、手に取りやすい場所に保管すること。
- ついねにすべて描っている状態にしておくこと。
- 職場研修の際に、あららしい被雇用者に見せ、説明すること。

定期的にキットを点検したり、使用済みのものを交換したりする責任者は決めておくことは、緊急時に応急処置キットを使うための準備として、重要なことである。

不慮の事故や緊急医療の必要がある場合、応急処置を現場で持っている人がいれば、救命することや、深刻な健康状況を避けることができる。いつも職場の現場にいる一人もしくは複数の人々に応急処置の訓練を行うことを推奨する。訓練については、さまざまな機関が提供している。

詳細は、OSHガイダンス・ノート (OSH guidance Notes on Providing First Aid Equipment, Facilities and Training) に掲載されている。

## 11. 火元管理 (Fire Safety)

雇用者には、防火規定 (Fire Regulations) による基準や、地方自治体が定めるところにより、法的な責任がある。  
初期段階の火元管理評価を実施した後は、雇用者は通常、つきのような点を管理しなければならない。

- 出入口、廊下は備蓄に保たれていること。とくに出口は、標識がわかりやすく指示されていること。
- 異なったタイプの火事に備えて、適切な消火器を準備すること。被雇用者全員にその場所と使い方を知らせること。
- 被雇用者に、火事や他の緊急状況に対して、どのように対処するかについて訓練を施すこと。

## 12. 治癒房 (Heating and Cooling)

他の職場と同様、生産業の職場でも温度調節が必要である。ワークルームや被雇用者のいるスペースは、夏には19~24°C、冬には18~22°Cに維持すべきである。被雇用者が待ち時間などでほとんどもしくはまったく服を着ていない状況で使う簡屋については、個々人の被雇用者に合わせて、25°C以上にする必要もある。雇用者は、快適な温度を保つために、更衣室や浴室を提供しなければならない。

## 13. 照明 (Lighting)

内外の照明については、各地域の安全規定に従わなければならない。ワークルームやその他の職場の簡屋では、効果をねらって、小さいワット数の照明が求められるが、階段や通路、出入り口については、明るくすることがとても重要である。このような場所については、100~150ルックスが推奨される。  
派遣型の場合、被雇用者は、クライエントの自宅や本部、車、途中の路上などで満足できない明るさであるときに使用するため、小型の懐中電灯を持ち歩くべきである。

第四部 社会心理的な諸要因

### (Psychosocial Factors)

雇用者と／もしくは経営者は、以下のような方法でこのような責任を負う。

- セックストラーカー等の人々が何らかの懲特や暴力にさらされる場合、そこでのタスクや環境について認識すること。
  - 被雇用者研修の一環として、コミュニケーション・スキルのトレーニングを提供すること。
  - リスクを低減するための戦略を被雇用者と一緒に開発すること。
  - 潜在的に危険な状況が生じる場面を想定した手続きを開発し、記録すること（手続きの開発のなかに含まれる以下のステップを参照のこと）。
  - その手続きについて、現在いるすべての被雇用者たちに知らせるごとに。
    - 潜在的に危険な状況がどのように認められるのか、またそこからどのように防護できるのかについて、セックストラーカーのためのトレーニングを組織すること。
    - すべての領域にアクセス可能な警備ボタンのような、安全装置を導入すること。警報が鳴った時には手続ぎに従うように、全員に周知しておくこと。
    - たとえば、言葉や身体で脅したり、虐特的態度をとったりするようなクライエントを退出させる、再入店させないという厳格なボリシーを遵守させること。
  - 被雇用者に、予約業務、電話応対、受付業務についての適切なトレーニングや手続きを提供すること。
  - 被雇用者に対して、暴力に関するあらゆる出来事を雇用者や警察に報告するようになサポートし、要援すること。この点については、地域のセックストラーカー組織が助力することが可能である。
  - 暴力的・虐特的な職務状況を経験した被雇用者が、本人が必要とする医療・法的なサポートやカウンセリングを受けることを保証すること。
  - あるクライエントを拒否すること。またあるクライエントには商業的な性的サービスを提供し続けることを拒否することは、セックストラーカーの権利であることを周知し、擁護すること。
  - 被雇用者が衣服や貴重品を置いておくために、施錠できる安全な設備を提供すること。

發明的在クラライシントリニティに対する例

- 被雇用者がクライエントと一緒にいるときに、クライエントが被雇用者を脅迫しはじめた場合の対処は以下のものを含まなければならない。
    - そのクライエントがいるところから、被雇用者を安全にどのように離脱させるか。
    - その状況をどのような手段で他の人々に警告するか。
    - 子の世界において、受け取る人との間で何が期待されているのかについての指

原田考の責任

雇用者や経営者、管理者は、「雇用安全衛生法」の下に、暴力を含む、職場の危有害を管理するための責任を負っている。潜在的な精神的状況、暴力、脅迫を職場からなくすためにには、あらゆるもののがその対象となる。危害を根絶することができない場合には、隔離すべきであり、隔離できない場合には、縮減すべきである。

- ほかのスタッフがどのように応対すべきかについてのアドバイス。
- そのクライエントが入店を許可されないことをやだび受け付けないと見積りでいる——およそ国道での死傷者と同数である。それは職場において重大な健康リスクである。健康や安全の規制・保護の基準と同様、「禁煙環境法」(the Smoke-free Environmental Act / 1990 年) は、労働者や非喫煙者が副流煙にさらされる状況から、とくに健康的に保護することを規定するものである。

警察は、セクタスワーカーたちが法的な保護にアクセスするためや、セクタスワーカーに対する犯罪を起した人々を起訴するために、いくつかの地域でセクタスワーカーと連携する行政機関 (officers) と連携をとってきた。

コントラクトをとれば、地域のセクタスワーカー組織からアドバイスを受けることもできるし、必要であれば警察に相談することもできる。

## 15. アルコール

性差異ビジネスのなかには、構内にアルコールを置いていたところもある。構内でアルコールを提供する場合は、地域や国の許可が必要であるということに変わなければならない。

セクタスワーカーが（他の労働者についても同様だが）職務中にアルコールを摂取しないことを強く推奨する。というのは、判断を誤ることがあつたり、その結果として、セクタスワーカー自身やクライエントの健康と安全に影響を及ぼしうる決断をしてしまいかねないからだ。

しかしながら、セクタスワーカーがアルコールを使用する場合には、アルコールに関するポリシーを作成しておくことを強く推奨する。それは被雇用者との協議の上で開発し、あらたな被雇用者にも現在いる被雇用者にも提供されるべきものである。また、以下のものを含む。

- アルコールを消費する適切なときはいつだと考えられるのか。
- 職務を受容できる基準
- 職場において完結することの禁止

## 16. ドラッグ

セクタスワーカーがドラッグによって職務に支障をきたした場合、その人は自分自身や同僚者を暴力や搾取的なクライエントの危険にさらすことになる。

職場の構内や周辺に不法ドラッグをを持ち込むことは、職場の法的義務に問題をもたらすことになる。職場での不法ドラッグの所持や使用は、容赦したり許可したりすべきではない。

## 17. 職場での裸煙

- ニュージーランドでは、副流煙 (second-hand smoke) によって年間 388 名の死亡があると見積もられている——およそ国道での死傷者と同数である。それは職場において重大な健康リスクである。健康や安全の規制・保護の基準と同様、「禁煙環境法」(the Smoke-free Environmental Act / 1990 年) は、労働者や非喫煙者が副流煙にさらされる状況から、とくに健康的に保護することを規定するものである。

## 屋内の職場での禁煙

2004 年 12 月以前

- 2004 年 12 月より前に、「記念環境法 (1990 年)」はつぎのようなことを規定していた。
- 雇用者は、文書に書かれた、どこで喫煙が許可されているのか（もしくは禁止されているのか）、複数の労働者がいる事務室は禁煙であることについて、ボリーシーや苦情申し立て手続き、日立った注意書きを作成しなければならない。
- そのボリーシーによって、喫煙もしもしくは喫煙したくない被雇用者は、実質的に可能な限り、職場において副流煙から守られるようにならなければならない。

- 喫煙所が室内に設けられている場合、雇用者は、非喫煙者の被雇用者が職務中に喫煙所を通らずにすむようにすること、喫煙所は分離して換気することを守らなければならない。
- 2004 年 12 月以前
- 2004 年 12 月以降、「禁煙環境法」は職場の屋内はすべて 100 パーセント禁煙にすると規定することによって、労働者の保護の範囲を拡大することになる。とりわけ以下の点に注意すること。
- 雇用者は、すべての屋内の職場を 100 パーセント禁煙にしなければならない（喫煙所を設けたり、喫煙ボリーシーを作ったりしてはいけない）。
- 屋内の職場とは、受付、クライエントの待合室、バー・ベッブルームを含む。
- 喫煙者の被雇用者やクライエントは、屋外で喫煙しなければならない。デッキやそのほか、壁や屋根に「実質的に囲まれて」いない場所は、屋外と考えられる（しかし煙が屋内に漏されないようにする）。
- 100 パーセント禁煙の布告とは、つぎのような事柄に適用される。

- 少なくとも一名の被雇用者がいる屋内の職場
- アルコールを提供する許可を得ている建物、ギャンブルの許可証をもつてゐる建物
- 被雇用者とボランティア（ただし職場に被雇用者がいない場合、ボランティアもしくは立契約者）

## 18 歳未満の煙草へのアクセス

雇用者は、また、18 歳未満の人々が構内で労働者やクライエントから煙草を販売されたり、授

与されたりすることを許してはならない。職場のような「公衆の場」で18歳未満の人々が煙草をもつことは法律違反である。

詳細については、データ表8の禁煙リースを参照のこと。

#### 苦情申し立て

- 被雇用者やクライエントは、禁煙法に違反して副流煙を受けた場合、苦情を申し立てる権利がある。
- 被雇用者やクライエントは、雇用者もしくは職場の責任を持つ人に、まず、苦情を申し立てなければならぬ。もしそれが成功しなかった場合は、地域の健康委員会にある公衆衛生サービスの禁煙事務官に苦情を申し立てることができる。
- 建物内で喫煙が見つかった場合には、雇用者は、個人については400ドル未満、法人については4,000ドル未満の罰金を支払う責任がある。
- 労働省には、職場の健康と安全局の規定の下には、労働者の健康や安全を守る法的義務を遵守することを拒否する雇用者を訴えるための権限が存在する。

#### 18. 苦情

職場に健康や安全に関する問題や、雇用に関連する問題がある場合には、まずは雇用者に申告しなければならない。もしそれが成功しなかった場合には、また不満に感じることがある場合には労働省に連絡をとること。

「職場の安全と健康サービス」は、結果的に、クライエントや労働者が傷病に至るような健康・安全管理の苦情申し立てを調査することとなる。詳細については、附録4もしくはホームページ([www.osh.dol.govt.nz](http://www.osh.dol.govt.nz))を参照のこと。

「雇用開通サービス」に、雇用の権利と責任の情報や、雇用関係問題の解決のためのガイドナンスを求めるものもある。雇用関係インフォライン(0800-800-863)に電話をするか、ホームページ([www.ers.govt.nz](http://www.ers.govt.nz))に訪れていただきたい。労働監督官は、賃金や休暇、退職その他の問題についての苦情申し立てを調査するものである。

問題や苦情が出入人国管理の問題に関わる場合、ニュージーランド出入人国管理サービスに連絡すること。このサービスもまた労働省に関連するものであり、詳細については附録4を参照のこと。

苦情の内容が、公衆衛生に関するリスクを引き起こすような職場での実践や環境によるものである場合——たとえば、保健衛生の使用であったり、性感染症に感染したこと(附録5: 健康機関を参照)——に關するボリシーや、保健医療局に連絡を取ること(附録5: 健康機関を参照)。

公衆衛生サービス局は、性産業についての苦情申し立てに関連する公衆衛生について調査することとなる。性感染症に関する苦情申し立ては、まず、健康医療局に対して行なうべきである。

#### 19. 被雇用者の参加

「雇用安全衛生法」は、被雇用者の参与や貢献を、職務上のより良い健康や安全を発展させ、履行することの重要な部分として認めている。

とりわけ、「雇用安全衛生法」は、すべての雇用者が健康や安全を改善するプロセスに被雇用者が参加する機会を提供することを要求している。

雇用者や、参加したいと願っている被雇用者、被雇用者を代表する組合は、参加システムに対して良い信頼をもって協力し、開発し、同意し、履行し、維持することを求められている。

被雇用者は、

- 30人以下の被雇用者がいる場合、一人がそれ以上の被雇用者が望めば、被雇用者の参加システムを設置しなければならない。
- 30人以上の被雇用者がいる場合、被雇用者の参加システムを設置しなければならない。

実際には、被雇用者参加システムは、週一回のスタッフミーティング、雇用者との健康と安全に関する話し合いなど、インフォーマルな場合もある。また、健康と安全の代表者を置く、健康と安全の委員会を設置するなど、フォーマルな場合もある。より詳細な情報については、データ表5「被雇用者参加システム」を参照のこと。

#### 20. 職場の書類

すべての生産業の施設——店舗(brothel)やストリップ・クラブ、エスコート・クラブなど——にとつて、スタッフや経営に対する職場の書類を開発することは良いことである。このような書類には、規則、要求されること、ガイドラインなど、職場におけるさまざまな問題や行動について含むべきである。以下のようないわゆるセイフアー・セックスクの実践

●コンドームの破損や脱落に関するボリシー(データ表3を参照のこと)  
●危険(hazard)の記録。職場における重大な危険の詳細や、それをどのように扱ったのかについての記録。たとえば、つぎのようなものが含まれる。  
—困難な、もしくは潜在的に危険なクライエントの取り扱いについての処置

—旅館型のサービスを提供するセクタスワーカーのための安全処置  
●事故の記録。被雇用者に損害をもたらしたかもしない、もしくは(実際には)もたらした、あらゆる事故の詳細。被雇用者に要頼な損害をもたらした出来事。

- 必要であれば、同意に基づく被雇用者参加システム(データ表5を参照のこと)
- 雇用開始が起こった場所での文書化した雇用契約

これらの書類は、労働する条件について、被雇用者と雇用者の間の理解を促進するために有効なものである。被雇用者が英語の読み書きができない場合には、雇用者は通訳サービスを準備し、適切な言語にて理解できるようにすべきである。

以上(付録省略)

## B. 性娯楽施設・産業従業者（SW）の保健行動の阻害要因に関する研究

### 性娯楽施設・産業従業者（SW）の保健行動の阻害要因に関する研究

榎本てる子（関西学院大学神学部 准教授） 青木理恵子（NPO 法人 CHARM 代表）  
東 優子（大阪府立大学人間社会学部 准教授）

#### 1. 研究目的

性娯楽施設・産業従業者（SW）の HIV/AIDS を含む性感染症への感染の脆弱性、予防の阻害要因および健康教育ニーズを評価する。

#### 2. 研究方法

前年度の日本人 SW (N=10) で使用した質問紙項目の修正版をインタビュー・ガイド（資料1参照）として、外国人 SW の保健行動の阻害要因を把握するため、独立した調査者 3 名による半構造化面接調査を行った。面接回数は 1 人につき 1 回、インタビューに要した時間は 1 回 約 1 時間。

（倫理面への配慮）調査にあたり、大阪府立大学人間社会学部の研究倫理委員会の承認を受けた。質問紙調査やインタビューでは、つねにプライバシーについて配慮し、研究の目的、データの保管や利用について明確にし、自発的な協力を承諾した対象にのみ参加してもらった（資料2参照）。

成果発表では、研究協力者が同定されかねないような情報は改変したり、非公表扱いとする。回答・インタビュー

記録は研究目的以外に使用しない。研究に係る全員について、補助作業において知りえた情報を口外しないよう指導を徹底している。

#### 3. 研究結果と考察

被面接者の内訳は、性別（女性 5 名、男性 2 名）、国籍（タイ 2 名、フィリピン 3 名、ボリビア 1 名、ブラジル 1 名）、さまざまな職歴（歌手、ダンサー、管理売春、ホスト、プローカー、ホストクラブ経営など）であった（下表参照）。

データ分析は未了であり、本稿は中間報告に留めたい。保健行動の阻害要因として日本人 SW と類似する問題（基本的知識の欠如、低调なビア・ネットワークの実態、売防法・風営法などの壁）が明らかとなると同時に、固有の問題（言語の壁、管理システム、在留資格問題、外国人コミュニティの実態、またそれらに起因する情報・保健医療サービスへのアクセサビリティの困難さ）などが明らかとなった。以下に述べるのは現段階で調査者が注目する分析軸である。

##### （1）基本的知識の欠如

セックスワークと HIV/AIDS の関係については、世間の

	国籍	性別（年齢）	仕事を始めた年齢	業種	地域
1	タイ	女性（40代前半）	20歳	スナック（管理売春）	東京 関西地方
2	タイ	女性（30代後半）	18歳	スナック（管理売春）→路上→スナック	関東地方／東海地方 関西地方
3	フィリピン	女性（30代前半）	20歳	スナック（管理売春）→宴会コンパニオン→スナック	関西地方
4	フィリピン	女性（30代後半）	21歳	フィリピンバブ（ダンサー）→スナック	関西地方
5	フィリピン	女性（30代後半）	18歳	フィリピンバブ→スナック	九州地方／関西地方
6	ボリビア	男性（30代前半）	24歳	ホスト→ホスト店経営プロダクション（プローカー）→ホスト	九州地方／関西地方
7	ブラジル	男性（30代前半）	18歳	ホスト→ホストクラブ経営→ホスト	九州地方／関西地方

イメージとは逆に「プロが仕事としておこなうセックスだからこそ」性感染症予防や望まない妊娠を回避する知識や態度が一般の男女よりも高いという指摘がある<sup>1),2),3)</sup>。しかし、昨年度の日本人を対象とした「SW10名への半構造化面接調査」においては、知識や態度に関する個人差が大きく、今日、「素人／玄人のボーダレス化」と表現される性産業従事者の多様化を考慮すれば、セックスを仕事として行う（あるいは SW アイデンティティを伴わずに金銭の授受を伴うセックスを行う）人々における基本的知識の実態には注意を要する。

今回の外国人 SW の場合、「タイではエイズのことは結構もうタイの夜のお姉さんはそういうんじゃないかなって思っていて。だから、日本だったたぶん大丈夫かな。みんなエイズのことはその時は考えていなかった。」（タイ人女性）、「エイズはタイにいるときに聞く変な病気。自分には関係ない」（タイ人女性）、といった語りの他、「自分は HIV にかかるとは思わなかった。自分は無敵。感染予防の知識があってもお酒が入ると知識はとんでもない。」（ブラジル人男性）、あるいは仕事を始めるにあたって「知識があまりなかった」（タイ人女性）、「勉強する機会も時間もなかった」（フィリピン女性）という語りも聞かれた。

## （2）職場環境（お店の方針・指導）の実態

その多くが 20 年近く前に来日している今回の被面接者の経験は、今日的状況とは異なる点があると想定すべきであろう。「お店の女の子の健康を考えている店がある。エッチなしでフェラチオだけ。コンドームかぶせてフェラチオをする店がある」（タイ人女性）、「売春している人には妊娠したら困るから店はコンドームを使うよう言う」（タイ人女性）という情報も提供されている。しかしその一方では、前出の国内の先行研究が、実際のコンドーム使用を左右するのは、店の方針や（さらにそれを左右する）顧客の態度・行動にあることを指摘していることに同調する、次のような情報もある。「客と SEX することを店は禁止。」（フィリピン人女性）、「“同伴”とは建前は SEX を伴わない」（ボリビア人男性）といった言葉にも示されているように、「建前」として仕事内容に含まれていないとされる性的サービスについては、すべてが「自己責任」と見なされるため、具体的な教育・指導がなされないことが多いようである。たとえば、「オーナーからの性教育コンドームの使用など、指導なし」（タイ人女性）、「お客様は店に前払いをしているから、お客様がコンドームをつけなければ、従わなければならない。反抗すると、お客様はクレ

ーム。ママから怒られる。」（タイ人女性）、「プロダクション側からは使うように言わない。“同伴”とは建前は SEX を伴わないから。SEX は店の外のことなので、何も言えない。」（ボリビア人男性）といった語りに、そのことが示唆されている。

研究班が進めている関係者への聞き取りでも繰り返し指摘されていることであるが、経営者やマネージャー（あるいはプロダクション／ブローカー）が、セイファー・セックスについての指導を行わないという背景には、「売防法」や「風営法」といった国内法の規制の影響を指摘することもでき、「建前」と実態の乖離により、教育・指導は「行わない」ではなく「行えない」という状況も生まれている。

## （3）低调なピア・ネットワーク

SW の権利運動のより活発な諸外国では、「問題は、ピア教育ができている SW ではない」といった声が聞かれる。しかし、今回のインタビューでは、前年度の日本人 SW インタビュー調査同様に、ピア・ネットワークの機能が非常に低调であることが追認された。

「働いている人ととの間でプライベートな相談はできない。」（タイ人女性）、「（健康問題を含めて）プライベートな相談は同僚にはしない。自分の心の中に閉じ込める。」（タイ人女性）、「同僚とは SEX の話はしない、プライベートだから」（フィリピン人女性）、「（健康問題についての相談は）日本ではしない。フィリピンに帰つてする。」（フィリピン人女性）、「（健康問題の相談は）同僚にはできない。○○（=地名）では噂はすぐに広まる。同国人は競争相手。皆、金持ちになりたいから頑張っている。プロダクションにも相談できない。病気であるとわかると、次に再度来させない。同僚や店に相談できない。妊娠がわかったらフィリピンに帰国させられる。客と SEX することを店は禁止。」（フィリピン人女性）

## （3）HIV 検査・医療

「コンドームの使用は妊娠への恐怖から。病気の意識はない」（タイ人女性）、「検査にはいかない。儲けるために働きに来ている人間は検査するのが怖い。働くだけ働いて、国に帰つてから検査しようと思う。」（ブラジル人男性）、「HIV 検査怖い。HIV 陽性と分かってしまったら自分の逃げ場がない。誰もいない異国で分かったところで誰も頼れない。」（タイ人女性）といった語りに示されるように、HIV 感染の高いリスクにさらされながら働く SW たちと支援・医療サービス（予防を含む）との距離の大きさは注

目に値する。

保険については、プローカーや経営者の経験のある男性被面接者が「海外旅行保険。STI の診療も 3割負担でカバーされた。6ヶ月で帰ってしまうから、診療につながることはあまりない。女性が我慢して帰国。」(ボリビア人男性)、「治るまで、放っておく。よほどひどければ(商品として使えなければ)連れていく。自分の国に帰って治療してもらう。」(ブラジル人男性)と語っている。これに同調する語りとして、「保険はない。プロダクションが持っているカードを持って開業医のところへ行く。プロダクションスタッフがついてくる。発熱や風邪はプロダクションが薬をくれる。家で休む。」(フィリピン人女性)、「店で一度だけ子宮と女の子の病気の検査を店がしてくれた。」(タイ人女性)、「産婦人科で定期検診させられる。店のオーナーがかかりつけ医に連れていく。費用は差し引く。」(フィリピン人女性)といった語りが聞かれた。これに加えて次のような経験談もある。「病気になった時、タイの薬をタイ人より買う。婦人科は小さなクリニック。ビザがある人は体が健康かすごく病院に行きたい。ビザがない人は行きたいけど、でも捕まるとか預金もない。」(タイ人女性)こうした状況について、被面接者の多くは「現在でもあまり変わっていないのではないか」と考えているようである。

前出の「検査にはいかない。儲けるために働きに来ている人間は検査するのが怖い。働くだけ働いて…」「HIV 検査怖い。HIV 陽性と分かってしまったら自分の逃げ場がない。」といった語りに示されているように、STI の感染リスクを回避しがたい仕事に従事しているという事実を前に、病気に関する知識や検査に関する情報の提供は、支援としてあまり意味をもたないと考える SW も少なくなかった。むしろ、ビザや保険の問題の影響を受けることなく、具体的かつ安価な医療サービスの提供こそが望まれているようである。

#### 4. 今後の展開

外国人 SW への具体的支援対策においては、日本人 SW と共に通する問題として①触法性やスティグマを理由とする接近困難性、②産業の業態の変化(無店舗・派遣型化)、③経営者との関係調整の困難性、などに配慮する必要がある他、固有の問題として、言語的障壁の他、外国人コミュニティとの関係性に配慮する必要がある。

日本人 SW にも共通する事柄であるが、今回のインター ピューを終えて私たち(インタビュアー)が強く感じたのは、「セックスワーカー・アイデンティティ」の不在、あるいは着脱の自在性である。少し補足しておくと、ステイ グマ化された「売春」にかえて「セックスワーク」という用語が登場したのは 1970 年代の欧米であるとされている。日本では『セックスワーク性産業に携わる女性たちの声』(Delacoste & Alexander, 1987=1993)の邦訳本が出版された 1993 年以降、当事者を含めたさまざまな言論活動で使われるようになった。基本的にこの用語が使われる場合、「セックスワークは労働である」という認識が示されていることが多い(必ずしもそうではない)。しかし、当事者の間で「セックスワーカー」という用語そのものが定着しているとは言い難く、日本の場合は「風俗嬢」という用語の方がむしろ汎用されている感が強い。

一方、今回の被面接者に限らず、NPO 法人 CHARM の活動をはじめとして外国人支援を長く経験している私たちの経験から感じることでもあるが、外国人 SW の中には「そうだ」と見られることを極度に嫌がっている人たちが多い。そこで、今後の活動として、外国人コミュニティに埋没する外国人 SW への具体的かつ効果的介入手法について、さらなる分析と追加調査を加えながら、検討しているところであり、SW と限定せずに外国人コミュニティに対する情報や医療サービスの提供(それも HIV/AIDS や性感染症に特化しない)ことが重要な要になるとを考えている。

1) 池上千寿子、要友紀子『日本在住の CSW における HIV、STD 関連知識・行動及び予防・支援対策の開発に関する研究』平成 12~14 年度厚生科学研究費補助金先端的厚生科学研究分野エイズ対策研究「HIV 感染症の疫学研究」(主任研究者・木原正博)

2) 水島希『性風俗産業従事者の予防啓発のための組織化と他セクターとの連携をはかるプログラムの開発』平成 14~15 年度厚生科学研究費補助金先端的厚生科学研究分野エイズ対策研究「個別施策層に対する固有の対策に関する研究」(主任研究者・樽井正義)

3) 要友紀子・水島希『風俗嬢意識調査—126 人の職業意識—』ポット出版、2005 年

## 資料1 外国人SW インタビュー・ガイド（抜粋）

### 年齢/出身/入国ルート/SWの経験・年数/動機・目的

- 年齢はいくつですか？
- 出身国はどこですか？
- 日本に来る前はどこに住んでいましたか？
- 日本に来てどれくらい経ちますか？
- 日本に来るのは何回目ですか？
- 出身国では何の仕事をしていましたか？
- 日本での、現在の仕事とこれまでの職歴
- なぜ国を離れたのですか？
- なぜ日本を選んだのですか？
- （パスポート、ビザ取得やプローカーへの中間マージンの支払いなど）日本に来るための借金が必要だったかどうか。
- どのようなビザの種類ですか？
- ウソのビザかほんとのビザか？誰に紹介してもらったか？また、いくらかかったか？

### 性の健康の阻害要因

- 接客において、何か嫌な経験はありましたか？
- 接客において、自分のいやな、痛いなんらかの性的行為を断ることができますか？
- 接客において、コンドームを使うことはできますか？
- 客へのサービス内容は、経営者や店によって決められていますか？決められているとしたらどんなサービスですか？
- 仕事やプライベートで、コンドームを使わないでセックス ●どのような相手のときですか？
- 同僚・同国人と、性の健康、性感染症に関する話をおしゃべりしたり、情報交換したりできますか？
- なぜですか？
- オーナーや店側とのコミュニケーションはどのようにしてますか？日本語ですか？
- 病院に行くことはできますか？

### ●なぜですか？

- 病気になって病院に行ったことはありますか？
- 医療費は自費ですか？健康保険ですか？また、どうやってみつけましたか？
- なぜですか？
- 今までHIVの検査を受けたことがありますか
- どのくらいの頻度で行きますか？
- なぜ受けたことがないのですか？

### インフォーマル支援・NGO

●日本や海外のいろいろな国には、セックスワーカーや外国人女性のために生活上の悩みや権利保護や医療など、困っていることについて手助けしたり支援する様々な民間の団体やシェルター、NGOがありますが、アクセスしたり、利用したことがありますか？

- それはどういった分野の支援でしたか？（※具体的に団体名を聞く）
- 今まで民間の支援団体に相談しようと思ったことはありますか？あるいはこれから利用しようと思いますか？
- 相談しなかった、あるいは相談しないのはなぜですか？
- あなたが日本でセックスワーカーとして働く上で、どんな情報がほしいですか？
- 今後、生活上の悩みや権利保護や医療などの支援情報サービスを受ける場合、あなたが手に入れやすい方法や場所を教えてください。

\*本インタビュー・ガイドの作成にあたり、要友紀子さん（SWASH）にご指導いただきました。この場を借りてお礼申し上げます。